地域交通委員会　資料

認定エッセンシャルサービス制度活用セミナー

- 生活維持物品役務需要減等事業適応計画認定制度（認定エッセンシャルサービス制度）の執行の要諦は、**制度運用開始から多数の優良事案を創出すること**。
- 本年12月頃（予定）からの制度運用開始に先立って、主に**計画申請主体となり得る事業者**、**地域の社会経済や産業を支える諸団体**及び**地方公共団体**を対象に、エッセンシャルサービス（以下「ES」）政策・認定ES制度の意義の説明、ESの持続性確保や効率化に向けた先導的なモデルケースの紹介や各主体のネットワーキングを行うセミナーを**本年９月上旬から11月末頃まで日本全国４７都道府県で開催する。**

令和8年度生活維持役務等効率化促進事業

モデル創出実証

実証実験

- 住民の生活を維持するために不可欠な生活関連サービス事業のモデルケース創出に向けた実証を支援。

好事例の抽出・蓄積

普及・広報事業

セミナー

- 認定ES制度の普及広報に向けて、ES持続に資する取組を行うモデルケースの全国地域への横展開
- 計画申請主体となりうる事業者と支援機関となりうる地域団体との交流の機会を創出

都道府県等の取組との連動

面的展開

- 各地域における都道府県、市町村、商工会議所・商工会、農協等による自主的な取組への取り込み
- 生活環境維持サービスの確保に資する都道府県・市町村等の支援との連動

【セミナー実施概要】

実施時期	令和８年９月～１１月末頃
開催方式	・４７都道府県各１回、２時間程度/回 ・ハイブリッド開催（対面・オンライン）
参加対象者	・計画申請主体になり得る事業者 ・地域の社会経済や産業を支える諸団体 （商工団体、地域金融機関、産業・職能団体等） ・地方公共団体　等
プログラム・登壇者	①ＥＳ政策・認定制度の政策的意義 ②ＥＳの持続性確保に向けたモデルケース事例の紹介 ③地域の社会経済や産業を支える諸団体や地方公共団体等から地域の取組について紹介 ④交流会（対面参加者のみ）
参加費	無料
主催	経済産業省 （運営事務局：株式会社読売アルスA）

認定エッセンシャルサービス制度活用セミナーの開催日程

場所	日時	会場	場所	日時	会場	場所	日時	会場	場所	日時	会場
北海道	11月24日(火) (14:00～16:00)	経済産業省 北海道経済産業局	神奈川	11月6日(金) (14:00～16:00)	横浜市教育会館 サンライズホール	大阪	11月17日(火) (14:00～16:00)	大阪駅前 第1ビル	福岡	11月13日(金) (14:00～16:00)	経済産業省 九州経済産業局
青森	11月11日(水) (15:00～17:00)	ねぶたの家 ワ・ラッセ	新潟	11月26日(木) (14:00～16:00)	新潟テルサ	兵庫	10月22日(木) (14:00～16:00)	神戸市 産業振興センター	佐賀	10月30日(金) (14:00～16:00)	レンタル会議室 サンシティ
岩手	10月19日(月) (14:00～16:00)	マリオス(盛岡 地域交流センター)	富山	11月27日(金) (14:00～16:00)	経済産業省 中部経済産業局 北陸支局	奈良	10月9日(金) (14:00～16:00)	奈良 商工会議所	長崎	10月29日(木) (14:00～16:00)	コワーキング スペース ミナト
宮城	11月10日(火) (14:00～16:00)	経済産業省 東北経済産業局	石川	10月14日(水) (14:00～16:00)	TKP金沢 新幹線口会議室	和歌山	11月16日(月) (14:00～16:00)	和歌山県民 文化会館	熊本	※調整中	※調整中
秋田	10月20日(火) (14:00～16:00)	秋田県労働会館 フォーラムアキタ	福井	10月13日(火) (14:00～16:00)	福井県 国際交流会館	鳥取	11月4日(水) (14:00～16:00)	米子 コンベンション センター	大分	11月2日(月) (14:00～16:00)	iichiko 総合文化 センター
山形	10月2日(金) (14:00～16:00)	山形県 生涯学習センター	山梨	9月15日(火) (14:00～16:00)	甲府商工会議所	島根	11月5日(木) (14:00～16:00)	グラントワ	宮崎	11月12日(木) (14:00～16:00)	宮崎 グリーンホテル
福島	10月1日(木) (14:00～16:00)	コラッセ ふくしま	長野	9月14日(月) (14:00～16:00)	長野教育会館	岡山	10月23日(金) (14:00～16:00)	第一セントラル ビル3号館 貸会議室	鹿児島	9月17日(木) (14:00～16:00)	鹿児島県庁
茨城	10月5日(月) (14:00～16:00)	BIZcomfort 水戸	岐阜	9月29日(火) (14:00～16:00)	ワークプラザ 岐阜	広島	11月10日(火) (14:00～16:00)	経済産業省 中国経済産業局	沖縄	11月30日(月) (14:00～16:00)	内閣府沖縄総合 事務局 経済産業部
栃木	11月24日(火) (14:00～16:00)	栃木県総合 文化センター	静岡	10月7日(水) (14:00～16:00)	静岡県 産業経済会館	山口	11月11日(水) (14:00～16:00)	山口商工 会議所			
群馬	10月16日(金) (14:00～16:00)	前橋けやき カンファレンス	愛知	9月28日(月) (14:00～16:00)	経済産業省 中部経済産業局	徳島	10月27日(火) (14:00～16:00)	あわぎん ホール			
埼玉	9月7日(月) (14:00～16:00)	経済産業省 関東経済産業局	三重	10月8日(木) (14:00～16:00)	三重県総合 文化センター	香川	10月26日(月) (14:00～16:00)	経済産業省 四国経済産業局			
千葉	9月9日(水) (14:00～16:00)	千葉市 文化センター	滋賀	9月4日(金) (14:00～16:00)	ライズヴィル 都賀山	愛媛	11月19日(木) (14:00～16:00)	松山市総合 コミュニティー センター			
東京	9月2日(水) (14:00～16:00)	経済産業省 本省	京都	9月3日(木) (14:00～16:00)	京都 経済センター	高知	11月18日(水) (14:00～16:00)	高知市 文化プラザ かるぽーと			

専用ホームページはこちら

https://es-seminar.go.jp/

**日時・会場など詳しくは
こちらをご確認ください。**

※このたびの令和8年熊本地震の影響により、熊本県でのセミナー開催について現在調整中です。開催時期や実施方法が決まり次第、特設ホームページにてあらためてご案内いたします。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要
（輸送資源フル活用の全体イメージ）

国土交通省

公布：令和８年 ６月10日
施行：令和８年10月16日

バス・タクシー・公共ライドシェアの廃止等により、
移動手段の確保が課題となっている
全国で約2,500に上る「交通空白」等

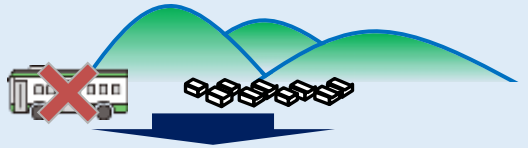

地域の輸送資源をフル活用して
移動手段を確保する枠組みを構築

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

地方公共団体が、最適な運送形態によるサービスを提供する運送主体を選定

地方公共団体のあっせんにより、運送主体が、地域の関係者からサービス提供に必要な輸送資源の提供等の協力を受ける

⇒運転者や車両等の輸送資源をフル活用する事業

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

岐阜県白川町（病院バスとの統合等）

○ 病院バスと、路線バスやデマンドバス（公共ライドシェア）を統合するほか、スクールバスとデマンドバスを一体で運行管理

○ 事業者から運行管理・運転業務の協力を受けつつ、地域住民から一部車両の運転の協力を得るほか、運行にスクールバス車両も活用

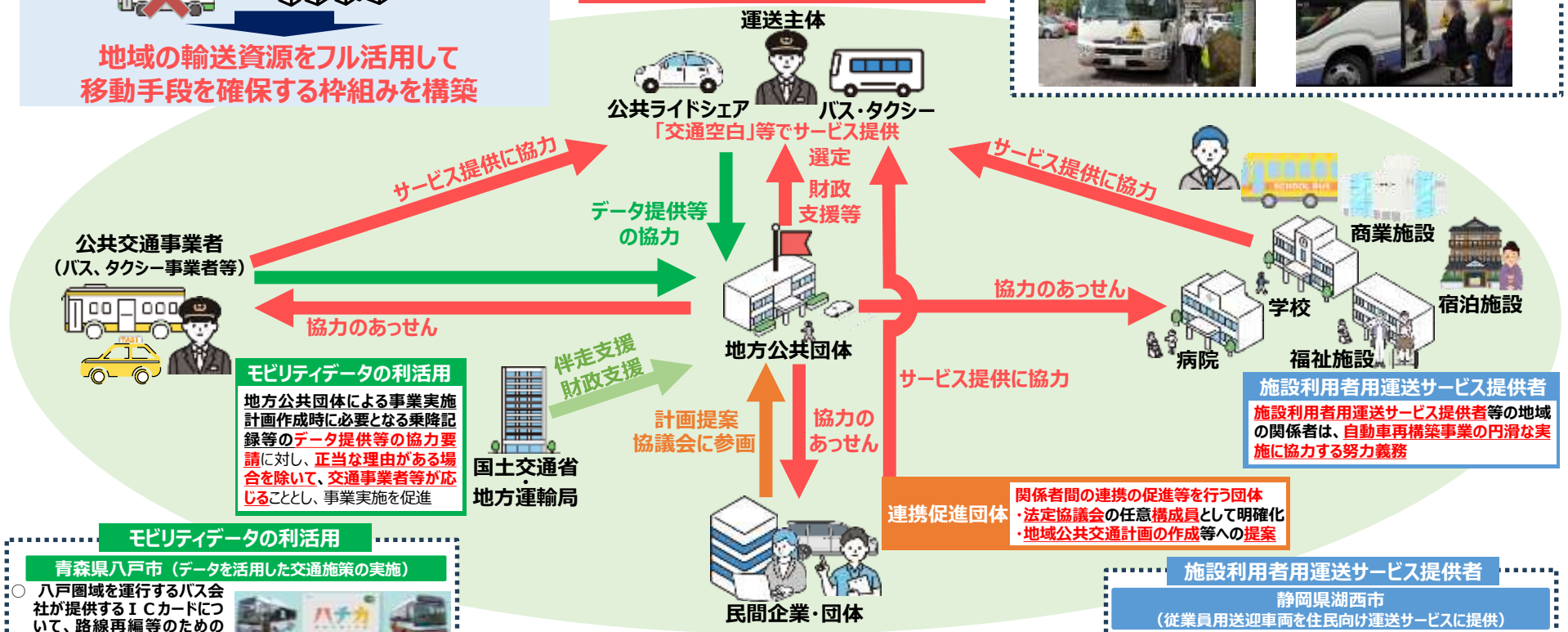

モビリティデータの利活用

地方公共団体による事業実施計画作成時に必要となる乗降記録等のデータ提供等の協力要請に対し、正当な理由がある場合を除いて、交通事業者等が応じることとし、事業実施を促進

施設利用者用運送サービス提供者

施設利用者用運送サービス提供者等の地域の関係者は、自動車再構築事業の円滑な実施に協力する努力義務

連携促進団体

関係者間の連携の促進等を行う団体
・法定協議会の任意構成員として明確化
・地域公共交通計画の作成等への提案

モビリティデータの利活用

青森県八戸市（データを活用した交通施策の実施）

○ 八戸圏域を運行するバス会社が提供するＩＣカードについて、路線再編等のためのデータを活用することを目的に、データ提供の協定を締結

○ 通年での利用者の推移や通学・通勤定期利用者の有無などのデータを路線再編に活用

○ 時間帯別の路線バスの利用者数のデータを可視化し、路線バスから小型のワゴン車のダウンサイジングの適否について検討を実施

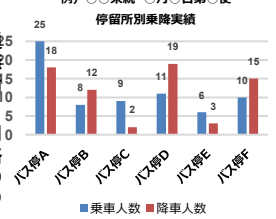

連携促進団体

石川県奥能登地域（民間企業の協力）

○ 奥能登地域（石川県能登町/穴水町/輪島市/珠洲市）でAIデマンド交通の共同導入・運営体制構築に向けた協力を行う

○ 今後、広域運営組織の設立を進め、タクシー・ライドシェア等の複数交通モードの共同化による効率化を目指す

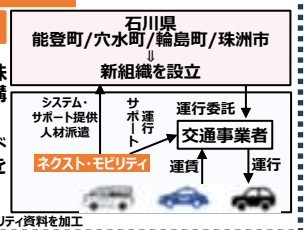

（出典）交通政策審議会交通体系分科会 R7第３回地域公共交通部会 ネクスト・モビリティ資料を加工

施設利用者用運送サービス提供者

静岡県湖西市
（従業員用送迎車両を住民向け運送サービスに提供）

○ 市内企業の協力のもと、当該企業の従業員送迎のシャトルバスの空き時間に、地域住民向けの運送サービスを提供。（ルート上に鉄道駅、病院、スーパーなど）

○ 地域住民向けの運送サービスは、湖西市が公共ライドシェアの登録を受けて、シャトルバスを使用して実施。（運賃100円）

改正地域交通法の施行について

国土交通省

○ 改正地域交通法については、本年10月16日の施行に向け、基本方針や省令（地域交通法施行規則）等の改定を公布（9月18日）。

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

＜基本方針に定める主な事項＞

- **事業実施地域となる「交通空白」等**について、**交通事業者の申出、サービス水準の低下状況**等を踏まえ、**地方公共団体が判断**すること
- **共同化・協業化**や**輸送資源のフル活用**に積極的に取り組むとともに、**最適な運送形態を検討**すること
- **施設利用者用運送サービス提供者**は、地方公共団体に対する必要な情報提供を行うことを含め、**地域における移動手段確保の取組に積極的に協力**することが期待されること
- 道路運送法の**安全規制**の適用や事故発生時の**責任関係**、**労働関係法令の遵守**等、事業実施に当たっての留意事項

＜地域交通法施行規則に定める主な事項＞

- **運送主体の選定**について、**原則公募**としつつ、**協議会等における協議が調った場合**は**公募によらず選定可能**とすること

連携促進団体の活動推進

＜基本方針に定める主な事項＞

- **地方公共団体の人材・ノウハウ不足**が課題となる中、**連携促進団体の活動を促進**し、**蓄積された知見やリソースを活用**すること
- 連携促進団体には、施策の**企画立案**や、**関係者間の連携促進・合意形成**等に**中核的な役割**を果たすことを期待すること
- 連携促進団体は、**地方公共団体の機能・役割を補完・強化する役割**を担うものであり、最終的な施策の実施等は、**地方公共団体の責任**のもとで判断すること
- **連携促進団体の選定方法**については、公募や推薦、地方公共団体からの参画依頼など様々な方法があり、**地域の実情に応じて地方公共団体が判断**できること
- **中立性の確保**や**活動状況の定期的なフォローアップ**等、制度運用上の留意事項

モビリティデータの利活用

＜基本方針に定める主な事項＞

- **モビリティデータ**について、その**積極的な利活用**に取り組むことが必要であること
- 応諾義務を拒否できる**「正当な理由」**は、以下を想定していること
  - ①**交通事業者等の経営や営業に不利益を与える**場合
  - ②**作業負担が通常の業務運営に著しく不利益を及ぼす**場合
  - ③地方公共団体における**情報取扱いのための安全管理体制が不十分**である場合
  - ④交通事業者が**データを保有していない**場合
- このほか、**データの依頼・提供時の標準的なプロセス**については、**新たに作成するモビリティ・データに関する「ガイドライン」に記載**

その他

＜基本方針に定める主な事項＞

- **交通・まちづくり・医療・福祉・教育等の各分野が連携**し、**地域全体として移動手段を確保**。国は、**関係省庁間の連携強化**を図り、**分野横断的な連携を促進**
- **地域交通施策**と**観光振興施策**の**相乗効果の発揮**
- **標準化等のＤＸ**の取組により、**連携・協働を一層促進**するための環境を整備
- **都道府県**が広域的な視点に立って**市町村の取組を補完・支援**する体制の構築
- **法定協議会**の**議決方法**、**路線等の休廃止に係る情報提供**

＜道路運送法施行規則に定める主な事項＞

- **輸送需要の広域化**や**市町村における担い手不足**への対応として、下記①～③を**公共ライドシェアの実施主体に追加**すること
  - **①都道府県**
  - **②一部事務組合、広域連合**
  - **③地方公共団体が意思決定に関与し、旅客の運送以外の事業による利益を活用して運送を実施するものとして適当であると国土交通大臣が認める法人**

時間を奪う定型業務（後方業務）の負担増

後方業務（バックオフィス）部門では、シフト作成や売上集計等の突合作業や再記入などの定型業務に多くの時間が費やされている。その結果、事故リスクの低減や経営改善等のための乗務員とのコミュニケーションや分析作業など、本来やるべき業務にあてる時間が確保できずにいる。それが安全性の向上や収益改善を停滞させる一因となっているか。

時間を奪う定型業務

- 点呼記録簿管理
- データの突合
- 売り上げ集計
- シフト作成　　etc

× 事故リスク低減

- 事故原因分析
- 乗務員指導　etc

× 経営改善

- 売上分析
- 営業施策検討
- 乗務員指導　etc

安全性向上の停滞

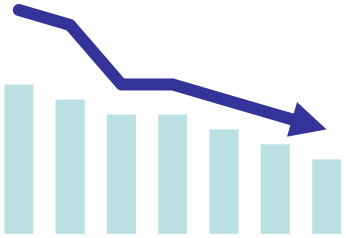

収益改善の停滞

自動化・共同化による安全性と生産性の向上（運行管理業務の例）

国土交通省

課題

運行管理者は、配車シフトの作成・変更対応や点呼記録簿等の紙管理等の「定型業務」に多くの時間を費やしている。勤怠確認においても、複数の紙資料とシステムデータの突合や再入力作業に追われている。

その結果、運行管理の質の向上や事故防止のためのリスク要因分析、サービス改善や売上向上のための売上分析、それらの運転者への個別指導など、「本来の運行管理業務」に十分な時間を充てることができない。

＜ Before ＞

対応の方向性

業務プロセスの自動化や各種システム間のデータ自動連携を可能とすることで、シフト作成、勤怠管理、点呼記録等にかかる「定型業務」について抜本的な省力化を図る。

なお、運行管理の質の向上が図られることを前提に、複数のタクシー事業者間でそれら定型業務の共同化を推進することも視野に入れ検討を進める。

＜ After ＞

期待される効果

定型業務の省力化・自動化により創出された時間を、分析作業や乗務員指導に充てられるようにする。

それにより、運行管理の質の向上を図り、事故リスクの低減、サービス改善、売上向上を実現。地方、中小零細でも収益が確保できるタクシー事業への転換を図る。

自動化・共同化による生産性の向上（経理業務の例）

国土交通省

課題

経理担当者は、配車アプリの決済データや納金明細、乗務員が作成する運行日報等、紙とデジタルデータが混在する様々な情報を目視で突合確認しながら、日々の売上集計を行っている。
また、データの不整合や入力誤り、システムエラー等への対応も必要であり、それらに多くの時間と労力を要している。

＜ Before ＞

対応の方向性

タクシーメーターや運行日報等の各種データをデジタル化するとともに、システム間のデータ連携を自動化することで、売上データの集計をシステム上で一元的かつ自動的に実施。目視による突合作業や修正作業を不要とする。

＜ After ＞

期待される効果

経理業務の自動化により、業務負担を軽減するとともに人件費等の固定費の抑制を図る。
また、創出された時間や人的資源を売上分析や営業施策の検討等、収益向上に資する業務へ振り向けることで、売上の向上につなげる。